

【九州市長会提出議案】

第1号議案 補助災害復旧事業にかかる起債の充当率について

「都市財政の拡充強化について」

(中津市)

補助災害復旧事業について、その工種や、災害規模によっては工期が年度をまたぐことになり、また、国の査定や繰越承認が下りてからの発注となることから、早期の復旧ができない状況である。

本市は早期復旧のため、国の繰越承認前に債務負担行為を設定し、2か年事業として施工している。その場合、補助災害復旧事業債の充当率は、現年災害分は公共土木施設等100%、農地・農林漁業施設90%であるが、翌年度分（債務負担行為分）は過年度災害の扱いとなり充当率が公共土木施設等は90%、農地・農林漁業施設は80%と下がり、地方負担が増える状況である。

よって、補助災害復旧事業債（公共土木施設等、農地・農林漁業施設）について、過年度災害分の充当率を現年度災害と同率に見直すよう要望する。

第2号議案 公共交通(コミュニティバス運行)に係る国庫補助金の 拡充について

「都市財政の拡充強化について」

(佐伯市)

本市は合併により九州一広大な面積を有することとなり、高齢者等交通弱者が旧町村部から市の中心部へ通院や買い物等をするための公共交通が不可欠である。

これまでコミュニティバスの路線定期運行やデマンドによる区域型運行により、交通空白地での公共交通を支えてきたが、運行に係る経常費用が大きく、市全域が過疎地域のため、1便当たりの輸送人員数が少なく、経常費用に対する経常収益の割合が低調である。

また、この運行事業は国庫補助金を受けているものの、補助率は補助対象経費の2分の1となっているにもかかわらず、現状は補助上限額が定められているため、補助対象経費の2分の1も申請できず、一般財源の負担額も大きくなっている。

この状況は本市のみならず県内他自治体も同様である。

こうしたことから、補助上限額の大幅な増額と予算規模の拡充を要望する。

第3号議案 サポカー補助金の継続について

「都市財政の拡充強化について」

(杵築市)

近年、高齢者によるアクセルとブレーキの踏み間違いによる交通事故が増加し、社会問題に発展している。

県内各市においても、高齢者による交通事故の減少を図ることを目的に、運転免許証を自主返納した際の自動車等に代わる交通手段として、地域の公共交通で利用できる回数券等を交付して免許の返納を推進している。

しかしながら、公共交通が行き届いていない過疎地域では、日常生活を営む上で交通手段を自家用車に頼らざるを得ない市民も多く、その多くが高齢世帯という現状から免許を返納ができない高齢者が多くなっているのが現状である。

このようなことから高齢者は、衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置などに代表される先進安全技術を搭載した装置を取り付ける際に、令和元年度から国の補助金として創設された「サポカー補助金」を活用し、運転操作のミスによる交通事故の抑制に努めているところである。

本補助金は令和3年11月末には、国の予算が上限に達し、申請が終了しているが、令和4年度以降も引き続き補助制度の継続を要望する。

第4号議案 倒木の危険がある樹木の伐採費用の国費負担制度の新設について

「災害対応力強化のための支援について」

(国東市)

近年、台風の大型化による強風や線状降水帯等による局所的な集中豪雨により、河川をはじめ山間部の災害が多発している。

この様な状況下においては、地域における事前の防災・減災対応を進めることが最も効果的な対策であるが、特に苦慮する案件として、住居に隣接する所有者不明の危険巨木等の対応が挙げられている。

本市は中山間地域に指定されており、居住エリアと隣接した急傾斜地から、樹木が覆いかぶさる等の地理的条件を有する地域が非常に多く、中でも巨木等の倒木に怯え、暴風警報や大雨警報発表時は避難所に自主的に避難している住民が増加傾向にある。

本来は、樹木の所有者が伐採や枝打ち等、適切な管理をしなければならないが、市外在住や高齢化等により管理出来ない所有者をはじめ、相続放棄などの理由により、相続人と連絡がとれない場合も増えてきている。

現状では民地にある樹木を所有者の承諾もなく、伐採や剪定をすることが出来ないため、自治体としては防災の観点から当該住民の方々へ「避難所への早めの避難」を呼びかけるに止まっている状況である。

このような現状を踏まえ、政府は令和4年2月4日、所有者が不明な土地の対策を強化する特別措置法の改正案を閣議決定し、災害等の発生防止に向けた管理の適正化をはじめ、「崩れた建物や放置された樹木の伐採を所有者に代わって市町村が実施できるよう権限を強化する」仕組みの年内施行を目指すという国の指針が示された。

危険樹木の伐採は、地域住民の生命や財産を守るために有効な措置であるが、危険樹木や巨木の伐採には多額の費用を要するため、自治体の伐採費用について国が全額負担する制度の新設を要望する。

第5号議案 AI型ドリル教材の導入に伴う財政支援について

「学校教育の充実について」

(日田市)

国は、令和3年1月に出された中教審の答申に基づき、「令和の日本型学校教育」の構築に向けて、「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学び」の実現を目指しており、その実現に向けては、学校教育の基盤的なツールとして、ICTは必要不可欠なものとしている。併せて、国のGIGAスクール構想に基づいて行われた児童生徒一人一台のタブレット端末の整備による学びの変容として、「一人ひとりの教育的ニーズに応じた個別学習」が可能となるとしている。

このような中、現在、各自治体においては、経済産業省が所管する「学びと社会の連携促進事業」における「EdTech 導入補助金」を活用した実証実験に参加することをはじめ、「個別最適な学び」を実現するためのツールとなるAI型ドリル等のデジタル教材の本格的導入に向けて、実態に応じた取組が進められている。

今後、自治体DXの進展に伴い、学校教育においてもAI等の先端技術を活用した学習活動が本格的に取り組まれることとなり、デジタル教材の活用を円滑かつ着実に推進するためにも、その導入経費については、公費にて負担する必要があると考える。

しかしながら、一人一台パソコン端末や高速通信網等の教育ICTインフラの維持管理に多額の予算を要している状況下にあって、さらに、AI型ドリル教材の導入については、自治体にとって大きな財政負担を伴い、ひいては財政力による自治体間の教育格差が生じることも考えられる。

こうしたことから、各自治体が公平に、国が進める「一人ひとりの理解度・特性に対して個別最適化された学び」の環境を構築し、GIGAスクール構想を着実に推進することができるよう、AI型ドリル教材の導入に対する国の財政支援を強く要望する。